

市有料自転車駐車場の定期使用申請を開始



※減免申請の人は、直接、使用する自転車駐車場窓口へお問い合わせください。
問（社）日本駐車場工学研究会（☎03-3591-7165）（平日・午前9時30分～午後5時）。

平成27年度の市有料自転車駐車場の受け付けを3月1日から開始します。

時 平日の午前6時～11時、午後4時～9時（土曜・日曜日、祝日は午前8時～正午）。

※5月1日（金）からは、平日のみ午前6時～10時に変更します。

場 申請書の配布、申し込み、使用料の支払いは、使用する自転車駐車場窓口へ。

●使用期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日
申 記入済みの申請書、使用料、住所が確認できるもの（保険証、高校生以下は学生証など）を持参。
※手続き終了後、承認票（シール）と承認証（カード）を交付します。

●有料自転車駐車場の使用料●

居住区分	使用区分	使用料（年間1台に付き）	
		自転車	原動機付自転車（125cc以下）
市内	一般	5,400円	7,560円
	高校生以下	2,700円	3,780円
市外	一般	10,800円	15,120円
	高校生以下	5,400円	7,560円

平成27年度より「千葉ニュータウン中央駅北口自転車駐車場」の3階定期使用に限定して、使用料を次のとおり設定します。
●年間使用料…一般3,780円、高校生以下1,890円（自転車のみ）・市外居住者は倍額。

恐怖を実感 スケアード・ストレイト自転車交通安全教室



迫真の事故再現を見て、自転車の安全利用を

通勤、通学、買い物などで日常的に使用する自転車。便利な乗り物ですが、一方で交通ルールやマナー違反による事故も多く社会問題となっています。市では、自転車による交通事故の減少を目的に、交通安全意識の向上と交通ルール・マナーの向上を図るため「スケアード・ストレイト自転車交通安全教室」を開催します。

スケアード・ストレイトとは、危険を直視するという意味です。この教室では、目の前でスタントマンが交通事故を再現。事故の衝撃や恐怖を実感すること、事故につながる危険行為を未然に防止する手法を取り入れています。

当日は参加特典もありますので、みなさまお誘い併せの上、ぜひお越しください。

時 3月8日（日）・午後2時～。

※荒天の場合は、3月14日（土）に延期。

場 千葉ニュータウン中央駅北口広場（中央北1-1）。
問 市民安全課市民安全班（☎内線712）。

春の火災予防運動

もういいかい 火を消すまでは まあただよ

3月1日～7日は、春季火災予防運動です。
火災が発生しやすい時季を迎えます。火気の取り扱いには十分注意しましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3つの習慣
1 寝たばこは、絶対やめる。
2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を備える。
4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



火災に気をつけましょう

印西市計画区域マスタープラン

（素案）の意見公募

県および印西市計画区域の各市（白井市、印西市）では、平成27年度中の決定を目標に、都市計画区域の整備、開発および保全の方針を定める「都市計画区域マスタープラン」（千葉県決定）の策定を進めています。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民のみなさんのご意見を公募します。
●閲覧期間：3月3日（火）～17日（火）。

●閲覧場所：市役所、印旛支所・本埜支所、各出張所、公民館、図書館、市ホームページで閲覧可。

●対象：市内に在住、在勤または在学の人（法人または団体を含む）。

む、利害関係人。

●意見の提出方法：3月17日（火）（消印有効）までに任意様式に意見、住所、氏名、連絡先を記入し、FAX、メール、郵送または左記まで持参。
※閲覧場所に設置する意見回答箱に投函も可。
※必要事項の記入のないものは無効となります。
※提出に要する諸費用は提出者の負担です。

問 都市計画課計画班（〒270-1396 印西市大森2364-2 ☎内線766・FAX ☎0028・tokeika@city.inzai.lg.jp）。

軽自動車税は4月1日の所有者に課税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（ローンによる購入で所有権が売主にある場合は使用者）に課税されます。
次のような場合には必ず左表の手続き場所で廃車（登録抹消）や名義変更などの手続きをしてください。

また、手続きを他人に任せた場合は、手続きが完了している事を必ず確認してください。

ご注意ください！

※「県外」で125cc超のバイクや軽自動車の廃車・名義変更などの手続きをしたら、必ず廃車申告書などを市民税課に郵送するなど、税止めの手続きを併せてお願いします。

▼譲渡・売却したとき。
▼印西市外へ住所（定置場）が変わったとき。
▼車両を使用しなくなったとき（車検切れでも課税対象となります）。

盗難に遭ったとき。
手続きを怠ると、いつまでも登録名義人に課税されたり、納税通知書が届かないといったトラブルの原因となります。

●軽自動車などの手続き●

対象車両	手続き場所
バイク（125cc以下） 小型特殊自動車（トラクターなど）	市民税課 印旛支所市民サービス課（☎⑧1116） 本埜支所市民サービス課（☎⑧1111） または新住所地や譲受人の住所地の役所・役場
バイク（125ccを超えるもの）	千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所（船橋市習志野台8-57-1・☎050-5540-2024） または、新住所地や譲受人の住所地を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所（船橋市習志野台8-56-1・☎050-3816-3115） または、新住所地や譲受人の住所地を管轄する軽自動車検査協会